

ID: 297

担当部署: あかびら市立病院

処分の概要	使用料及び手数料の減免		
例規名 根拠条項	あかびら市立病院使用料及び手数料条例 第4条第1項		
例規番号	平成12年条例第9号		
<p>【根拠条文】 (減免) 第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 前項の規定に該当するものがあるときは、院長は申請書を徴し市長に送付しなければならない。この場合、申請書には、必要な証明書を添付させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 9 月 28 日	最終変更年月日	年 月 日